明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則（最高裁五）　二

〔府令・デジタル庁令・省令〕
○預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・デジタル庁・財務・厚生労働・農林水産・経済産業一）　一〇

〔府令・省令〕
○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一）　一四

〔デジタル庁令〕
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令（デジタル庁一）　一五

〔省　令〕
○農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産六）　四〇
○輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令（経済産業一五）　六〇
○小型船舶操縦士試験機関に関する省令の一部を改正する省令（国土交通一一）　六一
○下水の水質の検定方法等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通・環境一）　六二
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境六）　六三
○一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（同七）　六三
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令及び余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令の一部を改正する省令（同八）　六四

〔告　示〕
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件（金融庁一五）　六六
○金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（同一六）　六七
○金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（同一七）　六七
○農業協同組合法第十条第二十項の規定に基づき、主務大臣の指定する農業協同組合連合会を定める件の一部を改正する件（金融庁・農林水産一）　六八
○農業協同組合法施行令第三条の規定に基づき、主務大臣の定める区域を定める件の一部を改正する件（同二）　六九
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産三一〇）　六九
○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第四条第五項及び第十三条第三項の規定に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める算定方法（経済産業・環境二）　七一
○調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件（同三）　七三
○指定試験機関の住所及び特定試験事務を行う事務所の所在地の変更に関する公示（国土交通一五九）　七三
○風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律第三条第一項の規定に基づき電波障害防止区域を指定する件（防衛三九）　七四

〔官庁報告〕
国家試験
令和七年度技術士第一次試験の実施（文部科学省）　七五
令和七年度技術士第二次試験の実施（同）　七五
令和七年一級建築士試験の施行について（国土交通省）　七七
二千二十五年度防衛省専門職員採用試験公告（防衛省）　八六

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九七
特殊法人等
独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
保険料の前納払込みに係る保険料の払込みの時期等、税理士登録抹消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会公示送達関係　一〇五
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、押収物還付関係　一〇七
会社その他
会社決算公告　一〇八　一二六